

明日香村総合計画審議会公募委員 募集要項

1. 明日香村総合計画審議会と活動内容(総合計画審議会の役割)

明日香村総合計画審議会は条例に基づき設置され、村の総合計画を審議し、村長に答申する組織で、村議会議員や学識経験者などの村が選任した委員により構成されています。

「第5次明日香村総合計画」は、村の将来像や総合的な村づくりの基本方針を示す令和2年度から10年間の基本構想と、各分野の基本方針等を示し、人口ビジョンに基づく総合戦略の役割も果たす計画期間5年間の基本計画の構成となっています。

このたび、令和7年度から5年間を計画期間とする「第5次明日香村総合計画」後期計画を策定するにあたって、明日香村総合計画審議会公募委員を募集します。

2. 設置期間及び審議会の開催

(1) 設置期間

令和6年8月下旬～令和7年3月頃

(2) 会議の開催

令和6年8月下旬～令和7年3月頃の間で、3回程度の開催予定

(3) 留意事項

- 1 会議は、原則として平日の昼間に開催されます。
- 2 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて報酬を支給します。

3. 募集人員

募集人員定員 2人程度

※応募者が多数の場合は、応募書類をもとに、応募の動機などを総合的に判断し、選考結果を応募者本人に通知します。

4. 応募資格

次の条件にすべてにあてはまること。

- 1 令和6年4月1日現在で満18歳以上の、明日香村内に在住する人
(高校生、国または地方公共団体の議員及び公務員を除く。)
- 2 原則として、平日昼間に開催する会議に参加できる人

5. 応募方法

所定の応募用紙（別紙）に必要事項を記入の上、以下の方法で提出してください。

（1）提出方法、提出先

郵送、直接持参または指定の申込フォームより提出してください。

提出先は明日香村役場総合政策課までお願いします。

（2）留意事項

1 応募用紙は、明日香村ホームページからダウンロードまたは総合政策課で配布しています。

2 応募された書類は返却しません。

3 直接持参の場合は、平日8時30分から17時15分までの間に受理します。

※土・日・祝日を除く

6. 応募期間

8月1日（木）～8月15日（木）

※郵送の場合は、当日消印有効

7. 問い合わせ

〒634-0142

明日香村大字橘21番地 明日香村役場総合政策課

0744-54-9018